

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（683））
2. 日 時：平成30年2月19日 11時00分～12時25分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高木安全審査官、正岡安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 保守室 副室長 他6名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：柏崎刈羽原子力発電所

第二保全部電子通信グループ 副長 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 副課長 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（電気設計） 副長 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、2月5日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないこと等について、説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書関係】

- 未臨界性評価に用いるモデルバンドルについて、9×9燃料（A型）で代表できることを説明すること。
- 評価で用いる燃料濃縮度の設定の考え方について説明すること。
- ラックピッチを最小として評価した方が厳しいことを説明すること。
- 計算コード等の不確かさについて、考慮すべき事項とその結果（統計誤差を含む）を表などに整理して、提示すること。
- 評価に用いるSCALEコードのベンチマーク解析について説明すること。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書】

- 2本のそれぞれのワイヤロープに加わる荷重を明確にし、他方が破損した場合においても、燃料と伸縮管の吊り荷に対して耐えられることを説明すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が
臨界に達しないことに関する説明書に係る補足説明資料
- ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要・QAD—CGGP2R
- ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要・ORIGEN2
- ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要・SCALE